

22 公衆電話台、カウンター及び記載台

基本的考え方

公衆電話・ファックス台、受付カウンター、記載台等は、車いす使用者が利用しやすい高さの設定や杖を固定する工夫等を行い、多くの人が利用しやすいよう配慮する。

整備基準


公衆電話台、カウンター及び記載台



解説図

公衆電話台、カウンター及び記載台を設ける場合においては、車いす使用者も円滑に利用できるような高さ等に配慮した構造とすること。

設計上の配慮事項（動作特性別）

ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

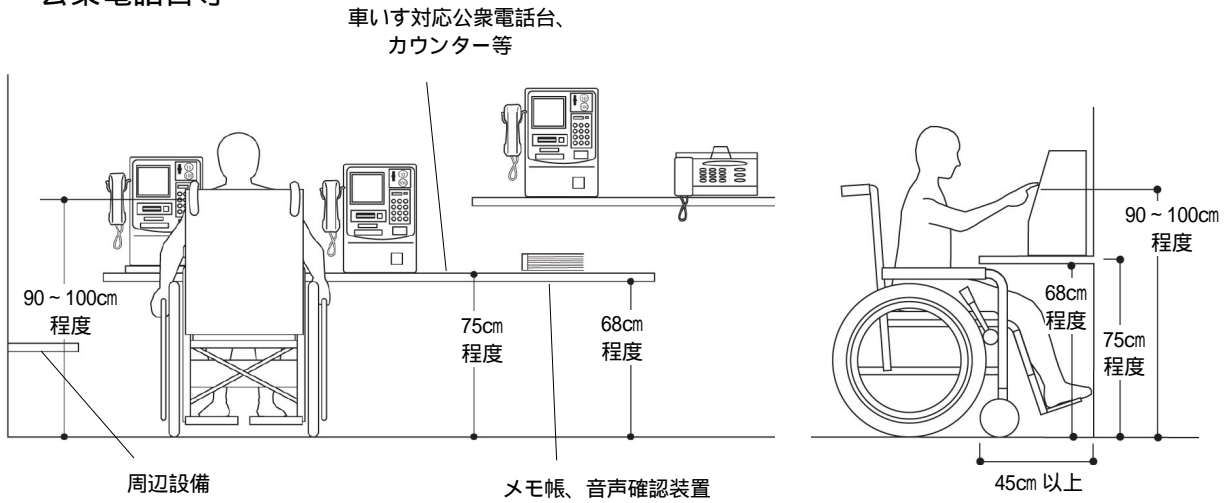
	設計 図内 の 番号	肢体不自由 			
		立位移乗		座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車いす（自走車いす・電動車いす・介助用車いす等）	
設置位置	-	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電話は、玄関ホールや廊下等のわかりやすく使用しやすい位置に設置する。 受話器に音声増幅装置を設置したり、英語表示可能なデジタル公衆電話を設置することが望ましい。 			
車いす対応 公衆電話台、 カウンター等		<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が利用しやすいよう、公衆電話台やカウンター等の高さは下端寸法 68cm 程度、上端寸法 75cm 程度、奥行は 45cm 以上とする。公衆電話台におけるプッシュボタンの中心高さは、床から 90～100cm 程度とする。 			
周辺スペース		<ul style="list-style-type: none"> 周辺には、車いすの回転スペースを設ける。 床面は水平であることが望ましい。 			
周辺設備		<ul style="list-style-type: none"> 椅子、手すり、杖や傘を掛けられるフック等を設けることが望ましい。 			

	設計 図内 の 番号	視覚障害 		聴覚障害 	
		見えにくい(弱視/色盲)	見えない(全盲)	聞こえにくい	聞こえない
視覚障害者誘導 用ブロック等		<ul style="list-style-type: none"> カウンターへは、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内装置を設け、位置がわかりやすいようにする。 			
ファクシミリ等	-	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電話台周辺は、ファクシミリや通信モデム端子等、音声以外での情報伝達設備を設けることが望ましい。 			
電光掲示板		<ul style="list-style-type: none"> 銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、電光掲示板等を設置することが望ましい。 			
メモ帳、 音声認識装置		<ul style="list-style-type: none"> カウンターには、コミュニケーションの手助けとして、筆談用のメモ帳や話したことが文字に変換される音声認識装置等を設けることが望ましい。 			

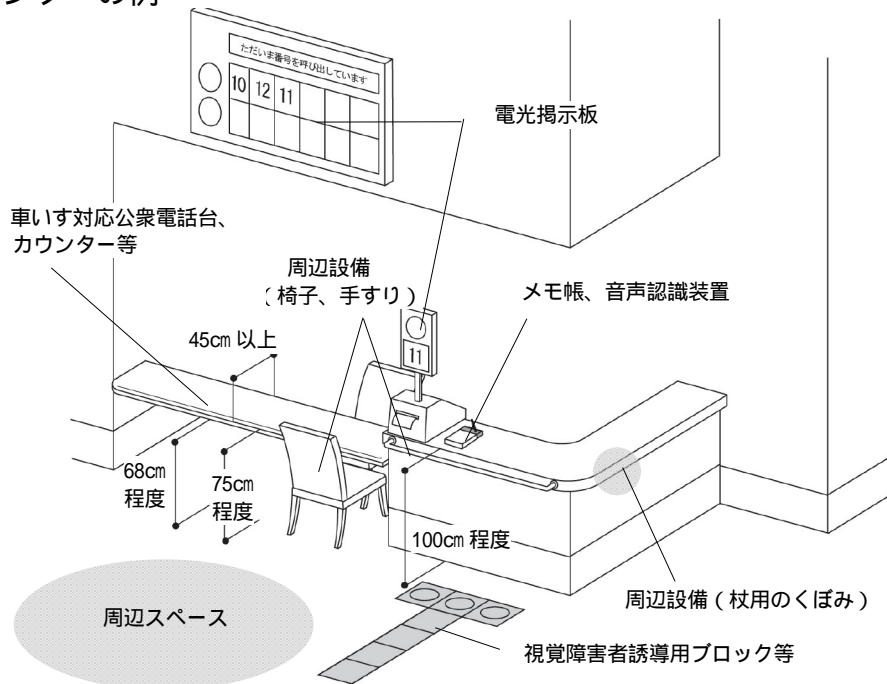
設計上の配慮事項（設計箇所別）

ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

公衆電話台等

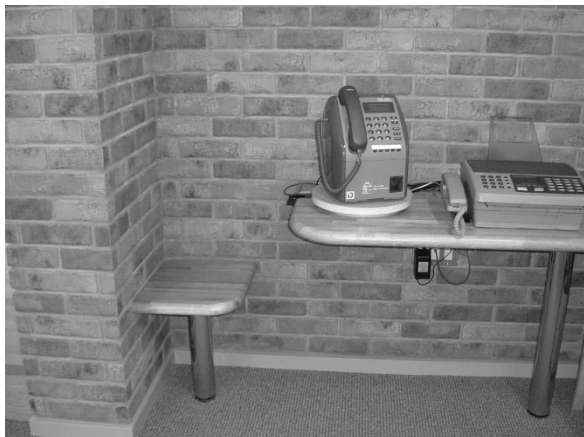


カウンターの例



整備事例

座って使える公衆電話台



- ・腰掛け椅子と電話回転台があり、腰掛けても車いす利用者でも利用しやすい。
- ・ファックスがあり、聴覚障害者も連絡を取りやすい。
(アリス館志賀・志賀町)

高さが違うカウンター



- ・立位と座位に対応した2種類のカウンターがある。
- ・カウンター下の奥行きが45cm程度あるため、車いす利用者が利用しやすい。(石川県庁・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

- ・受付カウンターにおいては、障害のある人への案内の仕方やコミュニケーションの取り方、貸出可能な補助機器について十分に理解し、対応することが大切である。

